



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年3月31日金曜日 第1747号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....	1
愛媛県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則.....	2
愛媛県高齢者大学校規則の一部を改正する規則.....	3
愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....	3

告 示

知事印（専用公印）の廃止.....	4
愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による知事が定める法人の指定の一部改正.....	4
愛媛県個人情報保護条例第5条の規定による知事が定める法人の指定の一部改正.....	4
農業委員会交付金等交付規程の一部改正.....	4
愛媛県自作農財産事務取扱交付金交付規程の一部改正.....	4
愛媛県地籍調査費負担金交付規程の一部改正.....	5
農業災害補償法第14条の規定による事務費国庫負担金に係る補助金交付規程の一部改正.....	5
愛媛県農業近代化資金利子補給交付規程の一部改正.....	5
天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通に関する補助金交付規程の一部改正.....	5
愛媛県団体営土地改良事業補助金交付規程の一部改正.....	6
農地、農業用施設災害復旧事業補助金交付規程の一部改正.....	6
農地整備関係災害防止施設事業補助金交付規程の一部改正.....	6
愛媛県単独土地改良事業補助金交付規程の一部改正.....	7
愛媛県県民有林林道事業補助金交付規程の一部改正.....	7
愛媛県県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正.....	7
愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正（2件）.....	7
愛媛県森林病虫害等防除事業補助金交付規程.....	8
愛媛県単独治山事業補助金交付規程の一部改正.....	8
愛媛県林地崩壊防止事業補助金交付規程.....	9
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	11
愛媛県沿岸漁業構造改善事業費補助金交付規程の廃止.....	11
開発行為に関する工事の完了.....	11

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....	11
期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	14
職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	15
教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	15
職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	15
愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	17

公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程.....	29
愛媛県公営企業補助金等交付規程.....	31

公営企業訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則等の一部を改正する訓令.....31

規 則

○愛媛県規則第25号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項左欄中「第15条第1項」を「第17条第1項」に改め、同表3の項同欄中「第17条」を「第19条」に改める。

第3条第1項の表3の項左欄中「第19条の10第3項」を「第19条の11第3項」に改め、同表4の項同欄中「第18条」を「第20条」に改め、同表5の項同欄中「第19条」を「第21条」に改める。

第4条の表2の項左欄中「第4項」を「第6項」に改める。

様式第1号注9(12)中「旨を記載した書類」を「者であることを誓約する書面」に改め、同様式注に次のように加える。

10 次に掲げる場合は、9(1)に掲げる書類の添付を要しない。

(1) 一般廃棄物の最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、法第8条第2項の申請書に記載した同項第2号から第7号までに掲げる事項が、過去になされた同条第1項の許可に係る当該事項と同一である場合

(2) 一般廃棄物の最終処分場にあつては、法第8条第2項の申請書に記載した同項第2号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げる事項が、過去になされた同条第1項の許可に係る当該事項と同一である場合

11 直前の事業年度に係る有価証券報告書（証券取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、9(8)及び(10)に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。

12 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可（平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの（この規

定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、9(11)から(16)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

様式第6号注9(12)中「旨を記載した書類」を「者であることを誓約する書面」に改め、同様式注に次のように加える。

10 直前の事業年度に係る有価証券報告書(証券取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)を作成しているときは、9(8)及び(10)に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。

11 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、9(11)から(16)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

様式第11号注6(7)中「旨を記載した書類」を「者であることを誓約する書面」に改め、同様式注に次のように加える。

7 直前の事業年度に係る有価証券報告書(証券取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)を作成しているときは、6(3)及び(5)に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。

8 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、6(6)から(11)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

様式第12号注6(2)ウ及び(3)ウ中「旨を記載した書類」を「者であることを誓約する書面」に改め、同様式注に次のように加える。

7 直前の事業年度に係る有価証券報告書(証券取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)を作成しているときは、6(2)ア及びイに掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することができる。

8 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、6(2)ウからカまで及び同(3)ウからカまでに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

様式第13号注4中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 法第7条第5項第4号イから又までに該当しない者であることを誓約する書面

様式第13号注に次のように加える。

5 法第8条第1項又は第9条第1項の規定による許可(平成12年10月1日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの(この規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。)に限る。)を受けている場合は、4(2)及び(5)から(7)までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を添付することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第26号

愛媛県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県老人福祉法施行細則(昭和38年愛媛県規則第71号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 費用(第25条 - 第28条)」を「第4章 削除」に改める。

第2条第1号中「第6条の3第1項」を「第6条の2第1項」に改め、同条第2号中「第6条の3第2項」を「第6条の2第2項」に改め、同条第6号中「第29条第3項」を「第29条第6項」に、「調査」を「立入検査」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(6) 法第18条の2第1項の規定に基づく認知症対応型共同生活援助事業を行う者に対する改善命令に関すること。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第25条から第28条まで 削除

様式第23号中「又は老人短期入所事業」を「、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業」に改め、「施設」の下に「、サービスの拠点又は住居」を加え、「(老人短期入所事業に限る。)」を「、登録定員又は入居定員(老人デイサービス事業に係るものを除く。)」に改める。

様式第23号の4注2(1)中「第1条の10第2項各号」を「第1条の14第2項各号」に改める。

様式第38号の3から様式第42号までを次のように改める。

様式第38号の3から様式第42号まで 削除

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第27号

愛媛県高齢者大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県高齢者大学校規則の一部を改正する規則

愛媛県高齢者大学校規則（昭和59年愛媛県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「愛媛県老人児童福祉センター運営規則（昭和59年愛媛県規則第51号）第3条第1号」を「老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第1項」に、「教養の向上に必要な研修の一環」を「心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業」に改める。

第2条第1項中「10月1日」を「4月1日」に、「9月30日」を「3月31日」に改め、同条第3項中「120人」を「60人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び第2条第1項の改正規定（「10月1日」を「4月1日」に改める部分に限る。）は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第28号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の各号」を削り、「事務」の下に「（旅費の支出の集中処理業務に係るものを除く。）」を加える。

第4条第15号中「情報公開第二課長補佐」を「情報公開課長補佐」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、旅費の支出の集中処理業務に係るものについては、この限りでない。

第7条第1項第5号の表出納員の欄中「情報公開第二課長補佐」を「情報公開課長補佐」に改める。

第21条中「及び現金取扱員（以下）」を「、現金取扱員及び収入受託者（歳入の徴収又は収納の委託を受けた者をいう。以下同じ。）（以下これらの者を）」に改める。

第22条第3項ただし書中「収入金」の下に「及び収入受託者が収納する収入金」を加える。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、令第158条の2第1項の規定による県税の収納の事務の委託を受けた者は、県税の収納をしたときは、遅滞なく指定金融機関等に払込みをしなければならない。

第33条第1項中「の各号」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をしたとき（債権が法律の規定により債務者の援用を要しないで消滅するものであるときは、消滅時効が完成したとき。）。

第33条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1

号を加える。

(3) 法第96条第1項第10号の規定による議会の議決があつたとき。

第34条第2項中「歳入の徴収又は収納の委託を受けた者（以下「収入受託者」という。）」を「収入受託者」に、「つど」を「都度」に改める。

第73条に次のただし書を加える。

ただし、旅費の支出の集中処理業務に係るものについては、支払年月日を記録した電磁的記録をもつて、当該支払済印の押印とみなす。

第129条の2中「商法（明治32年法律第48号）第226条の2第1項」を「会社法（平成17年法律第86号）第217条第1項」に、「会社」を「株券発行会社（同法第117条第6項に規定する株券発行会社をいう。）」に改める。

第145条の2の次に次の1項を加える。

（随意契約の手續）

第145条の3 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により規則で定める手續は、次に掲げるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注の見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準、申込方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況を公表すること。

第149条第1項中「日から起算して5日（工事又は製造の請負契約にあつては、7日）以内に」を「後、遅滞なく」に改め、同条第3項中「契約締結期限」を「契約締結日」に改める。

第225条中「の各号」を削り、「10年」を「5年」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第2号に掲げる領収書その他支払に係る証拠書類については、年度経過後10年保存しなければならない。

第225条第1号中「国庫金等振替通知書」を「国庫金等収納通知書」に改める。

別表第1 13委託料の項支出負担行為として整理する時期の欄中「長期継続契約」の下に「（愛媛県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年愛媛県条例第68号。以下「条例」という。）に基づくものを除く。）」を加え、「、請求のあつたとき」を「請求のあつたとき、長期継続契約（条例に基づくものに限る。）によるもので翌年度以降に係るものにあつては翌年度以降の各4月1日」に改め、同項支出負担行為の範囲の欄中「長期継続契約」の下に「（条例に基づくものを除く。）」を加え、「、請求された額」を「請求された額、長期継続契約（条例に基づくものに限る。）によるものにあつては当該年度の契約金額」に改め、同表14使用料及び賃借料の項支出負担行為として整理する時期の欄中「長期継続契約」の下に「（条例に基づくものを除く。）」を加え、「、請求のあつたとき」を「請求のあつたとき、長期継続契約（条例に基づくものに限る。）によるもので翌年度以降に係るものにあつては翌年度以降の各4月1日」に改め、同項支出負担行為の範囲の欄中「長期継続契約」の下に「（条例に基づくものを除く。）」を加え、「、

請求された額」を「請求された額、長期継続契約（条例に基づくものに限る。）によるものにあつては当該年度の契約金額」を加える。

様式第12号中「第26条」の下に「、第225条」を加える。

様式第44号（その1）、様式第46号（その2）、同様式（その3）及び様式第47号（その1）中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第501号

次に掲げる専用公印は、平成18年3月31日限り、廃止した。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

種 別	管 守 場 所	数	専 用 区 分
知事印	農地整備課	1	土地改良登記用
	生活文化センター	1	生活文化センター使用許可用

○愛媛県告示第502号

愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による知事が定める法人の指定（平成13年12月愛媛県告示第2012号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

○愛媛県告示第503号

愛媛県個人情報保護条例第5条の規定による知事が定める法人の指定（平成13年12月愛媛県告示第2013号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

○愛媛県告示第504号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「寄与するため」の下に「、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか」を加える。

第11条を次のように改める。

（財産の管理）

第11条 市町又は県農業会議は、交付金等交付事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に従つて適正に管理しなければならない。

2 市町又は県農業会議は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市町又は県農業会議が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、知事が定める期間）を経過した場合は、この限りでない。

第11条の次に次の1条を加える。

（帳簿書類の備付け）

第12条 市町又は県農業会議は、交付金等交付事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該交付金等交付事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。様式第2号の(1)注2及び様式第2号の(2)注2中「調整手当」を「地域手当」に改める。

○愛媛県告示第505号

愛媛県自作農財産事務取扱交付金交付規程（昭和32年1月愛媛県告示第14号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の交付金から適用する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「負担するため」の下に「、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか」を加える。

第7条を次のように改める。

第7条 市町及びその他の者で交付金の交付を受けた者は、交付金の交付を受けた事業により取得し、又は効用の増加した財産を、交付金の交付の目的に従つて適正に管理しなければならない。

2 市町及びその他の者で交付金の交付を受けた者は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市町及びその他の者で交付金の交付を受けた者が交付金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、知事が定める期間）を経過した場合は、この限りでない。

本則に次の1条を加える。

第8条 市町及びその他の者で交付金の交付を受けた者は、交付金の交付を受けた事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該交付金の交付を受けた事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算

して5年間保存しておかなければならない。

様式第2号中2 歳出の表区分の欄中

「 役 務 費	「 需 用 費	
印刷製本費	役 務 費	
通信運搬費	を 使用量及び賃借料	に改める。
そ の 他	備 品 購 入 費	
	そ の 他	

○愛媛県告示第506号

愛媛県地籍調査費負担金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第970号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の負担金から適用する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「については」の下に「、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか」を加える。

第6条を次のように改める。

（財産の管理）

第6条 市町等は、地籍調査事業により取得し、又は効用の増加した財産を、負担金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 市町等は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けないで、負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市町等が負担金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、知事が定める期間）を経過した場合は、この限りでない。

本則に次の1条を加える。

（帳簿書類の備付け）

第7条 市町等は、地籍調査事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該地籍調査事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

○愛媛県告示第507号

農業災害補償法第14条の規定による事務費国庫負担金に係る補助金交付規程（昭和31年7月愛媛県告示第447号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「補助金」という。）は」の下に「、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか」を加える。

第4条を削り、第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

第5条 補助金の交付を受けた組合等は、補助金の交付を受けた事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助

金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 補助金の交付を受けた組合等は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付を受けた組合等が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、知事が定める期間）を経過した場合は、この限りでない。

第6条を次のように改める。

第6条 補助金の交付を受けた組合等は、補助金の交付を受けた事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該補助金の交付を受けた事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

○愛媛県告示第508号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成18年4月1日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「対し」の下に「、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか」を加える。

第7条を次のように改める。

（帳簿書類の備付け）

第7条 融資機関は、利子補給に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該利子補給が完了し、又は打ち切られた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第8条を削る。

○愛媛県告示第509号

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通に関する補助金交付規程（昭和33年7月愛媛県告示第609号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

改正後の天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通に関する補助金交付規程の規定は、平成18年4月1日以後発生した天災に係る補助金について適用し、同日前発生した天災に係る補助金については、なお従前の例による。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「及び法に基づく政令」を「、法に基づく政令及び愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）」に改める。

第6条を次のように改める。

(帳簿書類の備付け)

第6条 市町は、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該補助金が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第7条を削る。

○愛媛県告示第510号

愛媛県団体営土地改良事業補助金交付規程(昭和53年2月愛媛県告示第175号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第1条の見出しを「(目的等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 補助金の交付については、この規程に定めるもののほか、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)の定めるところによる。

第15条及び第16条を次のように改める。

(財産の管理)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(同令に規定のない財産については、知事が定める期間)を経過した場合は、この限りでない。

(帳簿書類の備付け)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該補助事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

○愛媛県告示第511号

農地、農業用施設災害復旧事業補助金交付規程(昭和37年3月愛媛県告示第255号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「行なう者に対し」を「行う者に対し、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)に定めるもののほか」に改める。

第14条を削る。

第13条第1項中「別記に掲げる」を「前条第2項の」に改め、同条第2項中「前項」を「前条第2項」に改め、同条を

第14条とする。

第12条の次に次の1条を加える。

第13条 補助金の交付を受ける者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 補助金の交付を受ける者は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付を受ける者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(同令に規定のない財産については、知事が定める期間)を経過した場合は、この限りでない。

第15条中「の各号」を削り、「これを」を「これらの当該事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間」に改める。

様式第11号中「第13条」を「第14条」に改める。

○愛媛県告示第512号

農地整備関係災害防止施設事業補助金交付規程(昭和31年11月愛媛県告示第775号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)」を「、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)及び愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)」に改める。

第13条を削る。

第12条第1項中「購入価格50万円以上の機械器具」を「前条第2項の機械又は器具」に改め、同条第2項中「前項の機械器具」を「前条第2項の機械又は器具」に改め、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

第12条 補助金の交付を受けた者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間(同令に規定のない財産については、知事が定める期間)を経過した場合は、この限りでない。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

第14条 補助金の交付を受けた者は、事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該事業

が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

○愛媛県告示第513号

愛媛県単独土地改良事業補助金交付規程（昭和32年12月愛媛県告示第906号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「対し」の下に「、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか」を加える。

第13条を次のように改める。

第13条 補助金の交付を受けたものは、事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に従つて適正に管理しなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付を受けたものが補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却財産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、知事が定める期間）を経過した場合は、この限りでない。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

第14条 補助金の交付を受けたものは、事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

○愛媛県告示第514号

愛媛県民有林林道事業補助金交付規程（昭和30年3月愛媛県告示第222号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「行なう」を「行う」に改め、「対し」の下に「、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか」を加える。

第20条を次のように改める。

（財産の管理）

第20条 事業主体は、林道に関する事業により所得し、又はは効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に従つて適正に管理しなければならない。

2 事業主体は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、事業主体が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当す

る期間（同令に規定のない財産については、知事が定める期間）を経過した場合は、この限りでない。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（帳簿書類の備付け）

第21条 事業主体は、林道に関する事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該林道に関する事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

○愛媛県告示第515号

愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程（昭和60年10月愛媛県告示第1250号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「対し」の下に「、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか」を加える。

第11条を削り、第12条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（財産の管理）

第12条 補助事業者は、災害林道復旧事業により所得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に従つて適正に管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、知事が定める期間）を経過した場合は、この限りでない。

第13条を次のように改める。

（帳簿書類の備付け）

第13条 補助事業者は、災害林道復旧事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該災害林道復旧事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。様式第9号中「第12条」を「第11条」に改める。

○愛媛県告示第516号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

改正前の愛媛県造林事業補助金交付規程の規定により補助金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

別表第1 1の部(4)の項中力の目をキの目とし、オの目を力の目とし、エの目の次に次のように加える。

オ	特	林木の健全な成	VIII	齡級以上（過去VI	同上
---	---	---------	------	-----------	----

定高 齢級 間伐	長の促進を目的として人工林で1施行地につき1回限り行う不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費	齢級以上Ⅹ齢級以下の期間において間伐を実施していない森林であつて、かつ、下層植生が消失した森林、形状比が90以上の森林等公益的機能確保上緊急に間伐を実施する必要があるものに限る。）
----------------	---	--

別表第1 1の部(5)中ウの目の次に次のように加える。

工 特 定高 齢級 間伐	林木の健全な成長の促進を目的として、原則として地表かき起こし等により発生した林木又は植栽木等について1施行地につき1回限り行う不良木の淘汰、不用木又は不良木の搬出集積及び作業路の開設に要する経費並びに諸掛費	Ⅷ齢級以上（過去Ⅵ齢級以上Ⅹ齢級以下の期間において間伐を実施していない森林であつて、かつ、下層植生が消失した森林、形状比が90以上の森林等、公益的機能確保上緊急に間伐を実施する必要があるものに限る。）	同 上
-----------------------	---	--	-----

別表第1 2の部(2)の項アの目補助基準の欄中「（平成13年3月30日改正前の造林補助事業実施要領（昭和48年5月15日付け48林野造第90号林野庁長官通知）に基づき定められた森林資源高度化モデル事業で採択されたもののうち長伐期林にあつては、Ⅳ齢級以上ⅩⅦ齢級以下）」を削り、同部(6)の項同欄を次のように改める。

1(5)アに同じ。	下層木がⅧ齢級以下
1(5)イに同じ。	同上
1(5)ウに同じ。	下層木がⅧ齢級以下（広葉樹林については、ⅩⅦ齢級以下）

別表第1 4の部補助基準の欄中「緊急間伐団地における間伐の実施について（平成12年3月24日付け12林野基第236号林野庁長官通知）に基づく緊急間伐団地」を「緊急間伐推進団地における間伐の実施について（平成17年3月25日付け16林整整第959号林野庁長官通知）に基づく緊急間伐推進団地」に、「緊急間伐協定」を「緊急間伐推進協定」に改め、同表6の部(5)の項及び(6)の項を削り、同表備考1中「から(6)まで」を削り、同表備考2中「面積比率が」の下に「全国平均以上又は」を加え、同表備考3中「から(6)まで」を削り、同表備考4を削る。

様式第1号注2(4)中「森林組合に事業等を」を削り、同様式注2中(12)を(14)とし、(9)から(11)までを2ずつ繰り下げ、同様式注2(8)中「特殊林地改良事業」を「特定林地改良事業」に改め、同様式注2(8)を同様式注2(10)とし、同様式注2中(7)を(9)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 事業主体が森林施業計画の認定を受けた者である場合の造林事業にあつては、その森林施業計画認定

書の写し

(8) 事業主体が市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者である場合の造林事業にあつては、その協定書の写し

○愛媛県告示第517号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「対し」の下に「、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか」を加える。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

○愛媛県告示第518号

愛媛県森林病虫害等防除事業補助金交付規程（昭和38年7月愛媛県告示第514号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第1条の見出しを「（目的等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 補助金の交付については、この規程に定めるもののほか、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）の定めるところによる。

第9条を次のように改める。

（財産の管理）

第9条 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に従つて適正に管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、知事が定める期間）を経過した場合は、この限りでない。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（帳簿書類の備付け）

第10条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

○愛媛県告示第519号

愛媛県単独治山事業補助金交付規程（昭和45年7月愛媛県告示第695号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の治山事業から適用する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「対し」の下に「、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか」を加える。

第9条中「、入札執行表及び工事工程表の写し並びに着工前の全体写真」を「及び入札執行表」に改める。

第12条第4号中「工事中及び」を削る。

第16条を次のように改める。

（帳簿書類の備付け）

第16条 補助事業主体は、治山事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿類を備え、これを当該治山事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

様式第7号添付書類3及び4を削る。

様式第8号中「工事中及び」を削る。

○愛媛県告示第520号

愛媛県林地崩壊防止事業補助金交付規程（昭和46年9月愛媛県告示第794号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日以降に発生した災害から適用する。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第1条の見出しを「（目的等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 補助金の交付については、この規程に定めるもののほか、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）の定めるところによる。

第5条中「10分の9」を「10分の7.5」に改める。

第6条に次の1号を加える。

（4）土地使用承諾書（様式第2号）

第8条中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同条第1号中「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条第2号中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条第4号を削る。

第13条第4号中「工事中及び」を削る。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

第18条の見出しを「（帳簿及び台帳の備付け）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 補助事業主体は、防止事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該防止事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

第19条を第18条とする。

様式第5号を削る。

様式第4号中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第3号中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第2号中「4 土地使用承諾書」を削り、同様式を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第6条関係) 土地使用承諾書

土 地 使 用 承 諾 書

年 月 日

市町長 殿

土地所有者(又は権利者)

住 所

氏 名 ㊟

次のとおり林地崩壊防止事業(以下「事業」という。)の施行のために土地を使用されることを承諾します。

1 土 地

地 籍					使用見込 面 積 h a	土地所有者又は 権 利 者 名	摘 要
市町	大字	字	地番	地目			

2 使用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、事業の実施の都合によつて延長されても異議ありません。

3 事業の施行については、でき得る限り協力し、妨げとなるような行為は、いたしません。

4 事業の施行上必要な土地の形質の変更、地上物の伐採、焼棄、採取又は使用については、異議ありません。

5 事業の施行により工作物を設置されることに異議ありません。

6 事業の施行後市町長が行う維持管理行為を妨げません。

様式第7号添付書類3及び4を削る。
 様式第8号中「工事中および」を削る。
 様式第7号中添付書類3及び4を削る。
 様式第13号中「第19条」を「第18条」に改め、同様式を様式第14号とする。
 様式第12号を様式第13号とする。
 様式第11号中「第15条」を「第16条」に改め、同様式を様式第12号とする。
 様式第10号中「第13条、様式第8号」を「第14条、様式第9号」に改め、同様式を様式第11号とする。
 様式第9号中「第13条、様式第8号」を「第14条、様式第9号」に改め、同様式を様式第10号とする。
 様式第8号中「第13条」を「第14条」に改め、同様式を様式第9号とする。
 様式第7号の次に次の1様式を加える。

○愛媛県告示第521号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。
 改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成18年4月1日以降利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金に

ついては、なお従前の例による。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「対し」の下に「、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか」を加える。

第7条を次のように改める。

（帳簿書類の備付け）

第7条 融資機関は、利子補給に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該利子補給が完了し、又は打ち切られた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第8条を削る。

○愛媛県告示第522号

愛媛県沿岸漁業構造改善事業費補助金交付規程（昭和46年8月愛媛県告示第739号）は、告示の日限り廃止する。ただし、廃止前の愛媛県沿岸漁業構造改善事業費補助金交付規程第13条の規定による補助金の交付決定の取消し等及び同規程第14条の規定による施設の処分の制限については、なお従前の例による。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第523号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17西建管第2137号 平成18年3月28日	西条市港字北新地352番1、352番2、352番3、352番4、352番5、353番1、353番2、353番3及び353番4	新居浜市中村三丁目6番28号 株式会社 三宅工業 代表取締役 三宅正修
17西建管第2138号 平成18年3月24日	西条市福武字福山之下甲707番1	松山市衣山五丁目1527番地5 有限会社 真建ホームズ 代表取締役 宮崎 真

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7-1029

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43）の一部を次のように改正する。

第2条第9号及び第10号を削る。

第10条第7号中「中学校、小学校教育職員給料表初任給基準表」を「中学校・小学校教育職員給料表初任給基準表」に

改める。

第14条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「の数」の下に「に4を乗じて得た数」を加える。

第15条第1項中「に4」の下に「（新たに職員となつた者が第30条第1項に規定する特定職員であるときは、3）」を加える。

第15条の2の見出し、第16条（見出しを含む。）、第17条（見出しを含む。）及び第18条（見出しを含む。）中「給料月額」を「号給」に改める。

第24条第2項各号列記以外の部分中「給料月額」を「号給」に改め、同項第1号中「昭和32年4月1日（以下「切替日」という。）以降に新たに職員となつた者（次号に規定する者を除く。）」を「次号に掲げる者以外の者」に、「時」を「とき」に、「給料月額」を「号給」に改め、同項第2号中「切替日の前日から引き続き在職する職員及び切替日以降に

新たに職員となりその給料月額」を「その初任給」に、「こととなる給料月額」を「こととなる号給」に改める。

第25条第2項中「給料月額」を「号給」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 昇給

(昇給日)

第27条 職員給与条例第4条第5項又は教育職員給与条例第7条第1項の人事委員会規則で定める日は、第32条に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とする。

(勤務成績の証明)

第28条 職員給与条例第4条第5項の規定又は教育職員給与条例第7条第1項の規定による昇給(第32条に定めるところにより行うものを除く。第30条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員)

第29条 職員給与条例第4条第6項の人事委員会規則で定める職員又は教育職員給与条例第7条第3項の人事委員会規則で定める教育職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの
- (2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの
- (3) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- (4) 医療職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの
- (5) 医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの
- (6) 大学教育職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- (7) 中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- (8) 高等学校等教育職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

(昇給区分及び昇給の号給数)

第30条 職員給与条例第4条第5項の規定又は教育職員給与条例第7条第1項の規定により職員を昇給させる場合の号給数は、次に掲げる職員の区分及び当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)に応じて別表第34に定める昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された職員は、昇給しない。

- (1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は前条各号に掲げる職員(第3号に掲げる職員を除く。以下「特定職員」という。)
- (2) 特定職員以外の職員(次号に掲げる職員を除く。以下「一般職員」という。)
- (3) 職員給与条例第4条第7項の規定又は教育職員給与条例第7条第3項の規定の適用を受ける職員(以下「昇給

抑制職員」という。)

2 職員の昇給区分は、第28条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

3 前項の規定により昇給区分がD又はEに決定された職員については、第1項の規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡上必要がある場合に限り、人事委員会の定めるところにより昇給の号給数を調整し、又は昇給させることができる。

4 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、第2項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 人事委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となつた職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(第2項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D
- (2) 人事委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

5 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

6 各任命権者において、第2項及び前2項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、人事委員会の定める割合におおむね合致していなければならない。

7 前年の昇給日後に新たに職員となつた者又は同日後に第22条第3項、第24条第2項(第25条第2項において準用する場合を含む。)若しくは第34条の規定により号給を決定された職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数(第3項の規定が適用される場合は、同項の規定による調整等が行われた場合の号給数)に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める号給数)とする。この場合において、この項の規定による号給数が0となる

職員は、昇給しない。

8 第1項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

9 一の昇給日において第2項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者別（教育委員会にあつては、県立学校、中学校及び小学校の教育職員並びにその他の職員の別。以下この項において同じ。）の職員の定員、第6項の人事委員会の定める割合等を考慮して各任命権者別に人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

（昇給号給数の抑制に係る年齢の特例）

第31条 職員給与条例第4条第7項の人事委員会で定める職員は、医療職給料表(一)又は大学教育職員給料表の適用を受ける職員とし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、57歳とする。

2 職員給与条例第4条第7項の55歳を超える職員で人事委員会規則で定めるもの及び教育職員給与条例第7条第3項の55歳を超える教育職員で人事委員会規則で定めるものは、55歳（前項に規定する職員にあつては、同項に規定する年齢）に達した日以後の最初の3月31日までの間にある職員以外の職員とする。

（研修、表彰等による昇給）

第32条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会の定めるところにより、当該各号に定める日に、職員給与条例第4条第5項又は教育職員給与条例第7条第1項の規定による昇給をさせることができる。この場合において、第1号及び第2号に該当するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

- (1) あらかじめ人事委員会の指定を受けた研修に参加し、成績が特に良好なものとして認定された場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合 これらの場合に該当した日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日
- (4) 公務（外国派遣職員の派遣先の業務又は公益法人等派遣職員の派遣先団体若しくは退職派遣者の在職する特定法人の業務を含む。）のため死亡し、又は重度心身障害の状態となつて退職する場合 死亡又は退職の日
- (5) 職員が生命をとして職務を遂行し、そのため死亡し、又は重度心身障害の状態となつて退職する場合 死亡又は退職の日
- (6) その他特別の事由があると人事委員会が認める場合 人事委員会の定める日

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第33条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第34条から第35条までを次のように改める。

第34条及び第35条 削除

第36条の2第1項中「専従許可」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下この条において「専従許可」という。）」に改め、「若しくは大学院修学休業」の下に「（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。）」を加える。

第37条（見出しを含む。）中「給料月額」を「号給」に改める。

第43条中「（昇給期間の短縮を含む。）」を削り、「むかつて」を「向かつて」に改める。

別表第7 1級の項標準的な職務の欄中「又は小学校」を「、小学校又は中等教育学校」に改め、同表2級の項同欄中「又は小学校」を「、小学校又は中等教育学校」に、「又は養護教諭」を「、養護教諭又は栄養教諭」に改め、同表3級の項同欄中「若しくは小学校の教頭」を「、小学校若しくは中等教育学校の教頭」に改める。

別表第8 1級の項標準的な職務の欄中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を、「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加え、同表2級の項同欄中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加え、「又は養護教諭」を「、養護教諭又は栄養教諭」に改め、同表3級の項同欄及び4級の項同欄中「高等学校」の下に「、中等教育学校」を加える。

別表第10 7 中学校・小学校教育職員給料表級別職務区分表2級の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「養護教諭（2級）」を「養護教諭（2級）
栄養教諭」に改める。

別表第10 8 高等学校等教育職員給料表級別職務区分表1級の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「養護教諭（1級）」を「養護教諭（1級）
栄養教諭（1級）」に改め、同表2級の項同

欄中「養護教諭（2級）」を「養護教諭（2級）
栄養教諭（2級）」に改める。

別表第17教諭及び養護教諭の項職種の欄及び別表第18教諭及び養護教諭の項同欄中「及び養護教諭」を「、養護教諭及び栄養教諭」に改める。

別表第29中「中学校、小学校教育職員給料表初任給基準表」を「中学校・小学校教育職員給料表初任給基準表」に改め、同表教諭及び養護教諭の項職種の欄中「及び養護教諭」を「、養護教諭及び栄養教諭」に改める。

別表第30教諭及び養護教諭の項職種の欄中「及び養護教諭」を「、養護教諭及び栄養教諭」に改める。

別表第34を次のように改める。

別表第34（第30条関係）

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D
特定職員	8号給以上	6号給	3号給	2号給
一般職員	8号給以上	6号給	4号給	2号給

昇給抑制職員	4号給以上	3号給	2号給	1号給
--------	-------	-----	-----	-----

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(平成19年1月1日までの間における職員の昇給の号給数の特例)
- 平成19年1月1日までの間における職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第30条第4項第1号及び第7項の規定の適用については、同条第4項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、同条第7項中「前年の昇給日後に新たに職員となつた者又は同日後に第22条第3項、第24条第2項(第25条第2項において準用する場合を含む。)若しくは第34条の規定により号給を決定された職員」とあるのは「平成19年1月1日における職員」と、「その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日(同日後に新たに職員となつた者又は同日後に第22条第3項、第24条第2項(第25条第2項において準用する場合を含む。)若しくは第34条の規定により号給を決定された職員にあつては、新たに職員となつた日又は号給を決定された日)」とする。
(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則7-776)の一部を次のように改正する。
附則中第5項から第7項までを削り、第8項を第5項とする。
- 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則7-897)の一部を次のように改正する。
附則第3項の前の見出し及び同項から附則第15項までを削り、附則第1項の前の見出しを削り、附則第2項中「(以下「改正後の規則」という。)」を削る。
附則別表第1から附則別表第3までを削る。
- 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則7-946)の一部を次のように改正する。
附則第2項の前の見出し、同項から附則第7項までを削り、附則第1項の見出し及び附則第8項の見出しを削り、同項を附則第2項とする。

○愛媛県人事委員会規則7-1030

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-204)の一部を次のように改正する。

第3条第3号ア中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改める。

第5条の2第1号中「10級又は11級」を「8級以上」に改め、同条第2号中「9級又は10級」を「8級以上」に改める。

第5条の3第1項中「4級」を「3級」に改める。

第7条第1項第2号ア中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改める。

第14条を削る。

第13条の次に次の見出し及び3条を加える。

(勤勉手当の成績率)

第14条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次条において「再任用職員」という。)以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

- 勤務成績が特に優秀な職員 100分の86以上100分の145以下(職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員(以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の111以上100分の185以下)
- 勤務成績が優秀な職員 100分の78.5以上100分の86未満(特定幹部職員にあつては、100分の101以上100分の111未満)
- 勤務成績が良好な職員 100分の71(特定幹部職員にあつては、100分の91)
- 勤務成績が良好でない職員 100分の71未満(特定幹部職員にあつては、100分の91未満)

2 前項の場合において、職員の成績率を同項第4号に該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。

第14条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。

- 勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合においては100分の35超(特定幹部職員にあつては、100分の45超)、12月に支給する場合においては100分の40超(特定幹部職員にあつては、100分の50超)
- 勤務成績が良好な職員 6月に支給する場合においては100分の35(特定幹部職員にあつては、100分の45)、12月に支給する場合においては100分の40(特定幹部職員にあつては、100分の50)
- 勤務成績が良好でない職員 6月に支給する場合においては100分の35未満(特定幹部職員にあつては、100

分の45未満)、12月に支給する場合においては100分の40未満(特定幹部職員にあつては、100分の50未満)

2 前条第2項の規定は、前項第3号に該当する者として成績率を定める場合に準用する。

第14条の3 前2条に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1行政職給料表の項職員の欄中「11級及び10級」を「8級以上」に、「9級及び8級」を「7級及び6級」に、「7級及び6級」を「5級及び4級」に、「5級及び4級」を「3級」に改め、同表公安職給料表の項同欄中「10級」を「9級」に、「9級及び8級」を「8級及び7級」に、「7級及び6級」を「6級及び5級」に改め、「5級及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項加算割合の欄中「9級」を「8級」に改め、同表医療職給料表(一)の項職員の欄中「4級及び3級」を「3級以上」に改め、同表医療職給料表(二)の項同欄及び同表医療職給料表(三)の項同欄中「7級及び6級」を「6級以上」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1031

職員の特務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

職員の特務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1)の一部を次のように改正する。

○愛媛県人事委員会規則7-1033

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

職員の特務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-65)の一部を次のように改正する。

第6条の前の見出し中「普通交通機関等」を「交通機関等」に改め、同条中「普通交通機関等(特急列車等(条例第10条第3項に規定する特急列車等をいう。以下同じ。))及び橋等(同条第5項に規定する橋等をいう。以下同じ。))以外の交通機関等」を「交通機関等(交通機関又は有料の道路(高速自動車国道、西瀬戸自動車道その他の有料の道路をいう。))」に改め、「運賃」の下に「又は料金」を加え、同条に次の2項を加える。

2 条例第10条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める基準は、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(西瀬戸自動車道(今治インターチェンジと今治北インターチェンジとの間に限る。))を除く。以下「特急列車等」という。)を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる職員が当該特急列車等を利用する場合であつて、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が認めるものであることとする。

3 特急列車等の利用が前項の基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る運賃等を負担することを常例とする職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「事情」とあるのは、「事情及び次項の基準」とする。

第8条第1項各号列記以外の部分中「普通交通機関等」を「交通機関等」に改め、同項第1号中「普通交通機関等」を「交通機関等」に、「第10条第8項」を「第10条第5項」に改め、同項第2号及び第3号並びに同条第2項中「普通交通機関等」

第33条第1項中「第56条第1号」を「第56条」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第39条中「、身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当支給明細書(様式第15号)」を削る。

様式第1号備考5⁽⁴⁾中「(月額の手当を除く。)」を削る。

様式第15号を次のように改める。

様式第15号 削除

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
2 この規則施行の際現にある改正前の職員の特務手当の支給等に関する規則様式第1号の規定による特殊勤務従事簿の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県人事委員会規則7-1032

教育職員の特務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

教育職員の特務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の特務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-62)の一部を次のように改正する。

第4条中「、高等学校」の下に「、中等教育学校」を、「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

を「交通機関等」に改める。

第10条から第17条の3までを削る。

第9条を第11条とする。

第8条の3第1号中「普通交通機関等」を「交通機関等」に、「60,000円」を「75,000円」に改め、同条第2号中「普通交通機関等」を「交通機関等」に改め、同条を第10条とする。

第8条の2を第9条とする。

第17条の4第1項中「第19条」を「第17条」に改め、同条第4項中「第10条第6項」を「第10条第3項」に改め、同項第1号中「普通交通機関等」を「交通機関等」に改め、「(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項第1号に定める額を負担しないものとした場合における同条第2項第1号に定める額。次号において同じ。)」を削り、「60,000円」を「75,000円」に改め、同項第2号中「60,000円」を「75,000円」に改め、同項第3号を削り、同条を第12条とする。

第18条を第13条とする。

第18条の2第1項中「第10条第7項」を「第10条第4項」に改め、同項第3号中「第28条第2項」の下に「の規定」を加え、「公益法人等派遣」を「公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣(以下「公益法人等派遣」という。)」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「普通交通機関等」を「交通機関等」に、「第10条第7項」を「第10条第4項」に改め、同項第1号中「第8条の3第1号」を「第10条第1号」に、「60,000円」を「75,000円」に、「普通交通機関等」を「交通機関等」に改め、同項第2号中「60,000円を」を「75,000円を」に改め、同号ア中「60,000円」を「75,000円」に、「普通交通機関等」を「交通機関等」に改め、同号イ中「第17条の4第4項第1号」を「第12条第4項第1号」に、「60,000円」を「75,000円」に、「普通交通機関等」を「交通機関等」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「第10条第7項」を「第10条第4項」に、「前3項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第14条とする。

第18条の3第1項中「第10条第8項」を「第10条第5項」に、「掲げる普通交通機関等、特急列車等又は橋等」を「掲げる交通機関等」に改め、同項第1号中「普通交通機関等、特急列車等又は橋等」を「交通機関等」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「普通交通機関等、特急列車等若しくは橋等」を「交通機関等」に、「定める普通交通機関等」を「定める交通機関等」に改め、同条第2項中「普通交通機関等、特急列車等又は橋等」を「交通機関等」に改め、同条を第15条とする。

第18条の4第1項中「第18条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第16条とする。

第19条を第17条とし、第20条を第18条とし、第21条を第19条とする。

別記様式(表)中

普通交通機関等の運賃等相当額	
回数券等	定期券
円	円 (箇月)
円	円 (箇月)
円	円 (箇月)
円	円 (箇月)
円	円 (箇月)
円	円 (箇月)
円	円 (箇月)
円	円 (箇月)
円	円 (箇月)
円	円 (箇月)

を

交通機関等の運賃等相当額		
回数券等	定期券	通行料金
円	円 (箇月)	円
円	円 (箇月)	円
円	円 (箇月)	円
円	円 (箇月)	円
円	円 (箇月)	円
円	円 (箇月)	円
円	円 (箇月)	円
円	円 (箇月)	円
円	円 (箇月)	円

に、「普通交通機関等」とを「交通機関等」とに、「第8条の3」を「第10条」に、「60,000円」を「75,000円」に改め、同様式(裏)中

条例第10条第3項又は第4項の規定の適用を受ける職員 (特急列車等利用者)				特急列車等又は橋等の利用区間 (往復、片道のいずれかに○を付する。)	特別料金等又は通行料金の額	特別料金等又は通行料金の2分の1相当額	1箇月当たりの特別料金等又は通行料金の2分の1相当額	認定期間	支給月 (支給月に○印を付する。) (毎月の場合は、省略可)	
□1 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより特急列車等を利用することとなった職員(※の欄にも記入すること)				から まで	円	円	円 (箇月)	円	年 月 日から 年 月 日まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
□2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難になったことにより特急列車等を利用することとなった職員				から まで	円	円	円 (箇月)	円	年 月 日から 年 月 日まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
※公務の異動発令年月日				改正	円	円	円 (箇月)	円	年 月 日から 年 月 日まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
※異動等前の住居への入居年月日				改正	円	円	円 (箇月)	円	年 月 日から 年 月 日まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
※異動等の直前の住居				改正	円	円	円 (箇月)	円	年 月 日から 年 月 日まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
※現住居への入居年月日				改正	円	円	円 (箇月)	円	年 月 日から 年 月 日まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
特急列車等利用者の特急列車等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等				1 箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額						
順路 通勤方法の別 区 間 距離 所要時間				1 箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額						
1 住居から (経由) まで . km 分				年 月 日改正 円						
2 から () まで . km 分				年 月 日改正 円						
3 から () まで . km 分				年 月 日改正 円						
4 から () まで . km 分				1 箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が20,000円を超過するとき、 $20,000円 \times [\text{ 箇月 }] =$ 円						
5 から () まで . km 分				年 月 日から 1 2 3 4 5 6 年 月 日まで 7 8 9 10 11 12						
計				1 箇月当たりの通行料金の2分の1相当額の合計額						
往路と帰路とが異なる場合の理由				(橋等利用者の通勤手当の額を条例第10条第5項第1号及び第2号の規定による額とするときに記入する。)						

を

特急列車等利用者の特急列車等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等				
順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間
1	住居	から (経由) まで	. km	分
2		から () まで	. km	分
3		から () まで	. km	分
4		から () まで	. km	分
5		から () まで	. km	分
計			. km	分
往路と帰路とが異なる場合の理由				

に

「 条例第10条第3項

、「第8条の2」を「第9条」に、「第8条の3」を「第10条」に改め、
 条例第10条第4項 を削り、「第18条の2第1
 条例第10条第5項」
 項」を「第14条第1項」に、「返納対象普通交通機関等(特急列車等、橋等)」を「返納対象交通機関等」に改め、「(払戻金2分の1相当額、規則第18条の2第4項の額)」を削り、同様式(裏)注6中「、特別料金等又は通行料金」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の職員の通勤手当の支給等に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の支給単位期間(職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第10条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)に係る通勤手当について適用し、施行日前の支給単位期間に係る通勤手当については、なお従前の例による。
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年愛媛県条例第2号。以下「改正条例」という。)附則第2項の人事委員会規則で定める職員は、施行日の前日において、改正前の職員の通勤手当の支給等に関する規則(以下「旧規則」という。)第4条第1項の規定により、その者に支給すべき通勤手当の額が決定され、又は改定されていた職員で施行日前から引き続き同一の公署に在勤するものとする。
- 改正条例附則第2項の通勤の実情の変更で人事委員会規則で定めるものは、新規則第3条第2号に該当する場合とする。
- この規則施行の際現に提出されている旧規則別記様式の規定による通勤届兼通勤手当認定・確認簿は、新規則別記様式の規定による通勤届兼通勤手当認定・確認簿とみなす。
- この規則施行の際現にある旧規則別記様式の規定による通勤届兼通勤手当認定・確認簿の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県人事委員会規則7-1034

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成18年3月31日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-479)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の4」を「第5条の2第2項第19号、第5条の5、第6条の4第1項から第3項まで及び第5項、第

8条第2項第2号」に、「及び」を「並びに」に改める。

第2条第1項中「第3条から第5条まで」を「第2条の3及び第6条の5」に改め、同条第2項第6号中「第5条第3項」を「第6条の5」に改める。

第3条の4を第3条の5とし、同条の次に次の5条を加える。

(退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等)

第3条の6 条例第6条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由によ

り現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。）当該休職月等

- (2) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）のあつた休職月等退職した者が属していた条例第6条の4第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等（前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。）退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- （基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）

- 第3条の7** 退職した者の基礎在職期間に条例第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第6条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、特定基礎在職期間において当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなす。
- 2 退職した者が前項の規定により特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなされる場合に、当該特定基礎在職期間の初日の属する月から当該特定基礎在職期間の末日の属する月までの各月にその者が属していた職員の区分を決定するために必要な職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項のうち、職務の級、階級、号給又は給料月額については、当該特定基礎在職期間にその者に適用されることとなる職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43）の規定の例により定める。
- 3 退職した者が第1項の規定により特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなされる場合に、当該特定基礎在職期間の初日の属する月から当該特定基礎在職期間の末日の属する月までの各月にその者が属していた

職員の区分を決定するために必要な職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項のうち、管理職手当については、次のいずれにも該当する場合に限り、その者は、当該特定基礎在職期間において、当該特定基礎在職期間の直前の職員として引き続いた在職期間の末日（以下「特定基礎在職期間の直前の日」という。）にその者が支給を受けていた管理職手当を計算する際に用いた給料月額に乗ずる支給割合と特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日（以下「特定基礎在職期間に連続する日」という。）にその者が支給を受けていた管理職手当を計算する際に用いた給料月額に乗ずる支給割合のうちいずれか低いものを給料月額に乗じて得た管理職手当を受けていたものとみなす。

- (1) 特定基礎在職期間の直前の日にその者が従事していた職務と特定基礎在職期間に連続する日にその者が従事していた職務が同種のものであること。
- (2) 特定基礎在職期間の直前の日及び特定基礎在職期間に連続する日にその者が属する職務の級が同一であり、かつ、その者が管理職手当の支給を受けていたこと。
- 4 退職した者が第1項の規定により特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなされる場合には、当該特定基礎在職期間中の次の各号に掲げる期間に関して行われた処分又は行為は、当該各号に定める期間に関して行われた処分又は行為とみなす。
- (1) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の6第1項ただし書、地方公務員法第55条の2第1項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定による休職の期間又は法人の就業規則等に定められている休職で労働組合業務に専ら従事するためのものの期間その他人事委員会が定める期間 前条第1号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間
- (2) 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項の規定、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条の規定による育児休業の期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）その他人事委員会が定める期間 前条第2号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間
- (3) 国家公務員法第79条若しくは地方公務員法第28条第2項に規定する休職の期間（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職の期間を除く。）、職員の分限に関する条例（昭和26年愛媛県条例第43号）第2条に規定する休職の期間、同法第29条に規定する停職の期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）第2条第1項の規定による派遣の期間、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する育児休業の期間（前号に掲げる期間を除く。）、公益法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定による派遣の期間

又は法人の就業規則等に定められている休職の期間（第1号に掲げる期間並びに業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職の期間を除く。）若しくは停職の期間（これに相当する出勤停止の期間を含む。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条の規定による育児休業の期間（前号に掲げる期間を除く。）その他人事委員会が定める期間 第3条の6第3号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間

（職員の区分）

第3条の8 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表1又は2の表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

（調整月額に順位を付す方法等）

第3条の9 前条（第3条の7第1項の規定により同項に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

3 退職した者の基礎在職期間中に職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第3号）第2条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しないこととした期間（以下「高齢者部分休業期間」という。）がある場合は、その者が属していた職員の区分が同一である高齢者部分休業期間ごとにそれぞれその勤務しなかつた高齢者部分休業期間の2分の1に相当する期間を月数に換算し、当該高齢者部分休業期間の最初の月から順次に数えて当該換算した月数になるまでにある月数を除算し、調整月額を計算する。

4 前項の規定による月数への換算は、8時間を1日に、30日を1月に換算する。この場合において、1日未満の端数を生じたときは1日に切り上げ、1月未満の端数を生じたときは1月に切り上げるものとする。

（その者の非違により退職した者）

第3条の10 条例第8条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

第3条の3を第3条の4とし、第3条の2中「第5条の4」を「第5条の5」に改め、同条を第3条の3とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（基礎在職期間）

第3条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する人事委員会規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

- (1) 条例第7条の4第6項本文に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間
- (2) 条例附則第26項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間
- (3) 条例附則第27項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間
- (4) 条例附則第28項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び同年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間
- (5) 条例附則第32項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間
- (6) 条例附則第33項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間
- (7) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号）第18条第1項に規定する場合における再び職員となつた者の同項に規定する特定法人役職員としての在職期間

第4条第2項第3号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条の8関係）

1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号 区分	<p>1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であつたもの</p> <p>2 平成8年4月1日から平成16年12月23日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（以下「平成8年4月以後平成16年12月以前の職員給与条例」という。）の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもののうち医療技術短期大学又は医療技術大学の学長の職にあつたもの</p> <p>3 平成16年12月24日から平成18年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例（以下「平成16年12月以後平成18年3月以前の職員給与条例」という。）の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち医療技術短期大学又は医療技術大学の学長の職にあつたもの</p> <p>4 前各号に掲げる者に準ずるものとして任命権者が定めるもの（人事委員会の承認を得た者に限る。）</p>
第2号 区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であつたもの</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であつたもの</p> <p>3 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもののうち期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-204）別表第1の加算割合（以下「期末手当等の加算割合」という。）が100分の20であつたもの</p> <p>4 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の20であつたもの</p> <p>5 平成8年4月以後平成16年12月以前の職員給与条例の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の20であつたもの(第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>6 平成16年12月以後平成18年3月以前の職員給与条例の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の20であつたもの(第1号区分の項第3号に掲げる者を除く。)</p> <p>7 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の教育職員給与条例」という。)の中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員</p>

	<p>給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の20であつたもの</p> <p>8 前各号に掲げる者に準ずるものとして任命権者が定めるもの（人事委員会の承認を得た者に限る。）</p>	
<p>第3号 区分</p>	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であつたもの</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であつたもの</p> <p>3 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の15で管理職手当の支給割合が100分の16であつたもの</p> <p>4 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの（第2号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</p> <p>5 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であつたもの</p> <p>6 平成8年4月以後平成16年12月以前の職員給与条例の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの（第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第5号に掲げる者を除く。）</p> <p>7 平成16年12月以後平成18年3月以前の職員給与条例の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの（第1号区分の項第3号及び第2号区分の項第6号に掲げる者を除く。）</p> <p>8 平成8年4月以後平成18年3月以前の教育職員給与条例の中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の15で管理職手当の支給割合が100分の16又は100分の14であつたもの</p> <p>9 前各号に掲げる者に準ずるものとして任命権者が定めるもの（人事委員会の承認を得た者に限る。）</p>	
<p>第4号 区分</p>	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であつたもの</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であつたもの</p> <p>3 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの（第2号区分の項第3号及び第3号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>4 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの</p>	

- 5 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であつたもの
- 6 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたもの
- 7 平成8年4月以後平成16年12月以前の職員給与条例の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の15であつたもの
- 8 平成16年12月以後平成18年3月以前の職員給与条例の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の15であつたもの
- 9 平成8年4月以後平成18年3月以前の教育職員給与条例の中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの(第2号区分の項第7号及び第3号区分の項第8号に掲げる者を除く。)
- 10 前各号に掲げる者に準ずるものとして任命権者が定めるもの(人事委員会の承認を得た者に限る。)

第5号
区分

- 1 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であつたもの
- 2 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であつたもの
- 3 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの
- 4 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の10で管理職手当の支給割合が100分の10以上であつたもの
- 5 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの
- 6 平成8年4月以後平成16年12月以前の職員給与条例の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの(第4号区分の項第7号に掲げる者を除く。)
- 7 平成16年12月以後平成18年3月以前の職員給与条例の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの(第4号区分の項第8号に掲げる者を除く。)
- 8 平成8年4月以後平成18年3月以前の教育職員給与条例の中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもののうち管理職手当の支給割合が100分の12であつたもの
- 9 前各号に掲げる者に準ずるものとして任命権者が定めるもの(人事委員会の承認を得た者に限る。)

第6号
区分

- 1 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたもの
- 2 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたもの
- 3 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの
- 4 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの(第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。)
- 5 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの
- 6 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの
- 7 平成8年4月以後平成16年12月以前の職員給与条例の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの
- 8 平成16年12月以後平成18年3月以前の職員給与条例の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの
- 9 平成8年4月以後平成18年3月以前の教育職員給与条例の中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの又は2級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の10であつたもの(第5号区分の項第8号に掲げる者を除く。)
- 10 前各号に掲げる者に準ずるものとして任命権者が定めるもの(人事委員会の承認を得た者に限る。)

第7号
区分

- 1 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であつたもの
- 2 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であつたもの
- 3 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち人事委員会の定めるもの
- 4 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であつたもののうち人事委員会の定めるもの
- 5 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち人事委員会の定めるもの又は3級若しくは4級であつたもの

- 6 平成8年4月以後平成18年3月以前の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうちその者の在職期間が360月を超えていたもの又は3級であつたもの
- 7 平成8年4月以後平成16年12月以前の職員給与条例の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち人事委員会の定めるもの
- 8 平成16年12月以後平成18年3月以前の職員給与条例の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であつたもののうち人事委員会の定めるもの
- 9 平成8年4月以後平成18年3月以前の教育職員給与条例の中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の5であつたもの
- 10 前各号に掲げる者に準ずるものとして任命権者が定めるもの(人事委員会の承認を得た者に限る。)

第8号
区分

第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

2 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号 区分	<p>1 平成18年4月1日以後適用されている職員給与条例（以下「平成18年4月以後の職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であつたもの</p> <p>2 平成18年4月以後の職員給与条例の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち医療技術短期大学又は医療技術大学の学長の職にあつたもの</p> <p>3 平成18年4月1日以後適用されている一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号。以下「平成18年4月以後の任期付研究員条例」という。）第5条第1項に規定する給料表の適用を受けていた者でその号給が5号給又は6号給の給料であつたもの</p> <p>4 平成18年4月1日以後適用されている一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「平成18年4月以後の任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受けていた者でその号給が6号給又は7号給であつたもの</p> <p>5 前各号に掲げる者に準ずるものとして任命権者が定めるもの（人事委員会の承認を得た者に限る。）</p>
第2号 区分	<p>1 平成18年4月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であつたもの</p> <p>2 平成18年4月以後の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であつたもの</p> <p>3 平成18年4月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の20であつたもの</p> <p>4 平成18年4月以後の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の20であつたもの</p> <p>5 平成18年4月以後の職員給与条例の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の20であつたもの（第1号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>6 平成18年4月1日以後適用されている教育職員の給与に関する条例（以下「平成18年4月以後の教育職員給与条例」という。）の中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の20であつたもの</p> <p>7 平成18年4月以後の任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受けていた者でその号給が5号給であつたもの</p> <p>8 前各号に掲げる者に準ずるものとして任命権者が定めるもの（人事委員会の承認を得た者に限る。）</p>

第3号 区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成18年4月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であつたもの 2 平成18年4月以後の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であつたもの 3 平成18年4月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の15で管理職手当の支給割合が100分の16であつたもの 4 平成18年4月以後の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの(第2号区分の項第4号に掲げる者を除く。) 5 平成18年4月以後の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であつたもの 6 平成18年4月以後の職員給与条例の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの(第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第5号に掲げる者を除く。) 7 平成18年4月以後の教育職員給与条例の中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の15で管理職手当の支給割合が100分の16又は100分の14であつたもの 8 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受けていた者でその号給が4号給であつたもの 9 平成18年4月以後の任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受けていた者でその号給が4号給であつたもの 10 前各号に掲げる者に準ずるものとして任命権者が定めるもの(人事委員会の承認を得た者に限る。)
第4号 区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成18年4月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたもの 2 平成18年4月以後の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたもの 3 平成18年4月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの(第2号区分の項第3号及び第3号区分の項第3号に掲げる者を除く。) 4 平成18年4月以後の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの 5 平成18年4月以後の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であつたもの 6 平成18年4月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたもの 7 平成18年4月以後の職員給与条例の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の15であつたもの 8 平成18年4月以後の教育職員給与条例の中学校・小学校教育職

	<p>員給料表又は高等学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの(第2号区分の項第6号及び第3号区分の項第7号に掲げる者を除く。)</p> <p>9 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受けていた者でその号給が3号給であつたもの</p> <p>10 平成18年4月以後の任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受けていた者でその号給が3号給であつたもの</p> <p>11 前各号に掲げる者に準ずるものとして任命権者が定めるもの(人事委員会の承認を得た者に限る。)</p>	
第5号 区分	<p>1 平成18年4月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの</p> <p>2 平成18年4月以後の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの</p> <p>3 平成18年4月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの</p> <p>4 平成18年4月以後の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の10で管理職手当の支給割合が100分の10以上であつたもの</p> <p>5 平成18年4月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの</p> <p>6 平成18年4月以後の職員給与条例の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの(第4号区分の項第7号に掲げる者を除く。)</p> <p>7 平成18年4月以後の教育職員給与条例の中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもののうち管理職手当の支給割合が100分の12であつたもの</p> <p>8 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受けていた者でその号給が2号給であつたもの</p> <p>9 平成18年4月以後の任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受けていた者でその号給が1号給又は2号給であつたもの</p> <p>10 前各号に掲げる者に準ずるものとして任命権者が定めるもの(人事委員会の承認を得た者に限る。)</p>	
第6号 区分	<p>1 平成18年4月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの</p> <p>2 平成18年4月以後の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの</p> <p>3 平成18年4月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの</p> <p>4 平成18年4月以後の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの(第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。)</p>	

	<p>5 平成18年4月以後の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの</p> <p>6 平成18年4月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの</p> <p>7 平成18年4月以後の職員給与条例の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの</p> <p>8 平成18年4月以後の教育職員給与条例の中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの又は2級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の10であつたもの(第5号区分の項第7号に掲げる者を除く。)</p> <p>9 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受けていた者でその号給が1号給であつたもの</p> <p>10 前各号に掲げる者に準ずるものとして任命権者が定めるもの(人事委員会の承認を得た者に限る。)</p>	
第7号区分	<p>1 平成18年4月以後の職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの</p> <p>2 平成18年4月以後の職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもの</p> <p>3 平成18年4月以後の職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>4 平成18年4月以後の職員給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であつたもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>5 平成18年4月以後の職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち人事委員会の定めるもの又は3級若しくは4級であつたもの</p> <p>6 平成18年4月以後の職員給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうちその者の在職期間が360月を超えていたもの又は3級であつたもの</p> <p>7 平成18年4月以後の職員給与条例の大学教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であつたもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>8 平成18年4月以後の教育職員給与条例の小学校・中学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち期末手当等の加算割合が100分の5であつたもの</p> <p>9 平成18年4月以後の任期付研究員条例第5条第2項に規定する給料表の適用を受けていた者</p> <p>10 前各号に掲げる者に準ずるものとして任命権者が定めるもの(人事委員会の承認を得た者に限る。)</p>	
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者	

様式第6号の2中「第3条の3、第3条の4」を「第3条の4、第3条の5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項に規定する人事委員会規則で定める額)
- 2 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成18年愛媛県条例第7号。以下「改正条例」という。)附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、職員のうち愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号)第7条第5項及び第6項並びに第7条の4第1項から第3項までの規定により同条例第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が同条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが、その者の特定基礎在職期間において同条例第2条第1項に規定する職員として在職していたものとみなした場合に当該特定基礎在職期間にその者に適用されることとなる職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43)の規定の例により計算した場合にその者が改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。
(改正条例附則第5項の規定により読み替えて適用する改正条例第4項に規定する人事委員会規則で定める額)
- 3 改正条例附則第5項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第4項に規定する人事委員会規則で定める額は、前項に規定する給料月額とする。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第4号

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成18年3月31日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「、主任及び主査」を「及び主任」に改め、同項の表主査の項を削る。

第12条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同条第2項中「、主査」を削り、同条第3項中「、主任及び主査」を「及び主任」に改める。

第14条第1項中第27号を削り、第28号を第27号とし、第29号を第28号とし、第30号を第29号とし、同条第2項及び第5項中「、主任及び主査」を「及び主任」に改める。

第15条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第

6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項中「、主査」を削り、同条第4項中「、主任及び主査」を「及び主任」に改める。

(愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第8条中「及び職員」を「、職員」に改め、「平成17年愛媛県条例第3号)」の下に「及び技能労務職員の退職手当に関する規程(昭和32年2月訓第203号)」を加える。

附則に次の1項を加える。

(給料の調整額)

- 5 当分の間、南宇和病院に勤務する医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対し、当該職員に適用される職務の級に応じて次の表に掲げる調整基本額に同表に掲げる調整数を乗じて得た額の給料の調整額を支給する。

職務の級	調整基本額	調整数
1級	11,100円。ただし、2号級10,584円、3号級11,029円	3
2級	13,800円。ただし、1号級13,270円	
3級	15,400円	
4級	16,500円	

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給 料 表 級 別 職 務 区 分 表

職務の級 給料表区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職給料表 (1～9)	定型的な業務を行う主事又は技師	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師	係長 担当係長 主任 事業所の出張所長	専門員 (4級)	課長補佐 経営企画 室長補佐 技術課長 補佐 課付 (5級) 事業所の課長 三島病院 事務局次長 南宇和病 院事務局 次長 専門員 (5級)	本局課長 技幹 副参事 局付 (6級) 課付 (6級) 発電所長 管理事務 所長 病院の事 務局長 (中央病 院事務局 長、今治 病院事務 局長及び 新居浜病 院事務局 長を除く。) 中央病院 事務局次 長 中央病院 経営企画 室長	参事 局付 (7級)	局付 (8級) 今治病院 事務局長 新居浜病 院事務局 長	局長 中央病院 事務局長
医療職給料表(一) (1～4)	技師	部長 副センタ ー長 東洋医学 研究所長 医幹 室長 医長 副医長	副院長 (中央病 院副院長 を除く。) センター 長 (中央病 院のセン ター長を 除く。) 医監 (4級)	院長 中央病院 副院長 中央病院 のセンタ ー長 医局長 医監 (5級)					
医療職給料表(二) (1～7)	定型的な業務を行う技師	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師	主任 (3級)	係長 主任 (4級)	技師長 (5級) 薬剤長 (5級) 専門員 (5級)	技師長 (6級) 薬剤部次 長 薬剤長 (6級) 専門員 (6級)	薬剤部長		
医療職給料表(三) (1～7)	定型的な業務を行う技師	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師	主任 (3級)	看護長 主任 (4級)	専門員	副看護部 長 (6級)	看護部長 副看護部 長 (7級)		

附 則

- 1 この管理規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 2 平成18年 4月 1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が次の表に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

給料表	旧級	新級
愛媛県企業職員の給与に関する規程第2条の規定によりその例によることとされる行政職給料表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	
	5級	3級
	6級	
	7級	4級
	8級	
	9級	5級
	10級	
	11級	6級
	7級	
	8級	
	9級	

○愛媛県公営企業管理規程第5号

愛媛県公営企業補助金等交付規程を次のように定める。

平成18年 3月31日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県公営企業補助金等交付規程

補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関しては、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）の例による。この場合において、同規則中「知事」とあるのは、「管理者」とする。

附 則

この管理規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第2号

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年 3月31日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則等の一部を改正する訓令

（愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正）

第1条 愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第4号）の一部を次のように改正する。

様式第14号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

（愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正）

第2条 愛媛県公営企業事業所処務規則（昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第10項」を「第9項」に改め、同条中第9項を削り、第10項を第9項とする。

第9条中第20項を削り、第21項を第20項とする。

第10条第1項中「第6項」を「第5項」に改め、同条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

（愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部改正）

第3条 愛媛県公営企業管理局事務決裁規則（昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2 総務課の表9の部1の項(2)を削り、同項(3)中「及び(2)」を削り、同項(3)を同項(2)とする。

附 則

- 1 この訓令は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 2 愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則第15条第3項の規定の適用については、同項中「職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第18条の規定」とあるのは、「職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第18条の規定及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第88号）附則第7項から第9項までの規定」とする。
- 3 この訓令施行の際現にある改正前の愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則様式第14号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

--	--